

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）等の制定による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正及び福岡県住民基本台帳法施行条例の一部改正（令和 6 年 2 月福岡県議会定例会提案予定）を踏まえ、福岡県住民基本台帳法施行細則（平成 14 年福岡県規則第 56 号。以下「規則」という。）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 住民基本台帳法の一部改正により附票本人確認情報の処理及び利用等の制度が設けられたことを踏まえ、「自己の附票本人確認情報」の開示、訂正等の手続等について、「自己の本人確認情報」の開示、訂正等の手続等に準じて定めるもの。

また、上記手続に係る各様式について定めるもの。

【住民基本台帳法の一部改正（令和元年法律第 16 号によるもの）の概要】

住民基本台帳法第 30 条の 44 の 12（附票本人確認情報の保護）により同法第 30 条の 32（自己の本人確認情報の開示）、第 30 条の 33（開示の期限）及び第 30 条の 35（自己の本人確認情報の訂正）の規定を準用することとされた。

- (2) 附票本人確認情報の開示を請求する場合の費用負担を、本人確認情報の開示請求と同額（附票本人確認情報確認書 1 枚につき 10 円、閲覧の場合は無料）とするもの。

また、本人確認情報の開示請求と同様に費用の前納が必要である旨を定めるもの。

- (3) 住民基本台帳法の一部改正に伴い、規則において引用する同法の条項を改めるもの。

【住民基本台帳法の一部改正（令和 5 年法律第 48 号によるもの）の概要】

以下のとおり条ずれが生じた。

改正前	改正後
第 30 条の 44 の 12	第 30 条の 44 の 13

- (4) その他所要の規定の整備を行うもの。

3 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）附則第 1 条第 10 号に規定する政令で定める日

ただし、2（3）に係る改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日